

大野市和泉診療所設置条例

(平成17年11月4日条例第62号)

改正 平成19年3月26日条例第5号  
平成20年3月24日条例第12号  
令和元年12月19日条例第41号

(設置)

第1条 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の規定による診療所（以下「診療所」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大野市和泉診療所
- (2) 位置 大野市朝日第23号11番地

(診療科目)

第3条 診療所における診療科目は、内科及び歯科とする。

(任務)

第4条 診療所は、次に掲げる事項を達成することを任務とする。

- (1) 国民健康保険及び社会保険の主旨に基づき、この模範的な診療及び一般患者の診療を行い、国民健康保険事業を円滑に実施すること。
- (2) 大野市における公衆衛生の向上及び増進に寄与すること。
- (3) 国民健康保険診療及び保健事業に関する研究調査を行い、国民健康保険の健全な運営に貢献すること。
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業者として介護保険事業を円滑に運営すること。

(診療等)

第5条 診療所は、大野市国民健康保険の被保険者に対し、次に掲げる診療を行うものとする。ただし、健康保険及び船員保険の被保険者及び同被扶養者、法令により組織する共済組合の組合員及び同被扶養者、他市町村国民健康保険の被保険者その他の者に対しても行うことができる。

- (1) 健康診断及び健康相談
- (2) 療養の指導及び相談
- (3) 診察

(4) 薬剤又は治療材料の投与及び支給

(5) 処置、手術その他の治療

2 前条第4号に規定するサービス事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 訪問看護

(2) 居宅療養管理指導

(職員)

第6条 診療所に所長その他必要な職員を置く。

(診療費及び手数料)

第7条 診療費は、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）及び介護保険法の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第123号）に基づき算定した額とする。ただし、これに基づき算定することができないものは、市長が別に定める額とする。

2 手数料の額は、次のとおりとする。

(1) 死亡診断書 1通につき 3,200円

(2) 一般診断書又は証明書 1通につき 1,600円

(3) 死体検案書 1通につき 10,700円

(4) 生命保険用診断書 1通につき 5,700円

(手数料の減免)

第8条 市長が特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(損害賠償の義務)

第9条 患者、その付添人又は来訪者は、診療所の設備その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額を減額し、又はこれを免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第11条 市長は、詐欺その他の不正の行為により、この条例に定める手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処することができる。